

岡田朝太郎について : 附・著作目録

西, 英昭
九州大学大学院法学研究院 : 准教授

<https://hdl.handle.net/2324/1657763>

出版情報 : 法史学研究会会報. 15, pp.151-169, 2011-03-25. 法史学研究会
バージョン :
権利関係 :

【文献目録】

岡田朝太郎について（附・著作目録）

西 英 昭

本稿は刑法学者・川柳研究者として著名な岡田朝太郎の分野別著作目録である。筆者は既に「岡田朝太郎著作目録（稿）」と題して初歩的な目録を『東洋法制史研究会通信』第15号（2006年）に投じているが、本稿はその大幅な増補改訂版である。旧稿は基本的に東洋法制史の研究者のみが目にする内輪の雑誌ではあったが、ネット版を公開したことでその他の研究者の目にも留まったようであり、幾らかの反応をお寄せ頂いた。今回法史学研究会の岡野誠氏よりその増補改訂版を御懇願頂き、同氏の御希望に沿う形で分野別の目録とした上で簡単な解説を付し、分野毎に時代順の配列を取ってまとめ直し、利用者の便を図ることとした。

また岡田については別途拙稿「清末民国時期法制関係日本人顧問に関する基礎情報」（法史学研究会会報12・2008）114-117頁や拙著『『臺灣私法』の成立過程』（九州大学出版会・2009）23、43頁においても取り上げたことがある。逐一これらの参照を読者に強いるよりは、岡田関連の情報を一括しておくほうが読者に便であろうと考え、これら拙稿の岡田関連の部分についてもあわせて本稿に収めることとした。結果的に一部拙稿（旧稿）と同一のテキスト・史料が再登場することとなるが、以上の趣旨からこれを諒とされたい。

改めて関係文献を搜索して実感したのは、岡田の旺盛な執筆意欲である。専門とする刑法研究の傍ら、川柳に関する論考も発表し続けている。おそらく今回の再搜索をもってしても岡田の全作品を網羅し得たとは思えない。彼の多作ぶりには脱帽する以外にない。

凡例

- ・配列はテーマ別とし、テーマ内では年代順とする。論文、書籍の順で掲載する。さらに細かな分類が適当と思われる部分については、適宜細目化した分類を立ててある。
- ・著書は『 』、論文は「 」で示す。（ ）内は掲載誌とその巻号である。同じ論考が複数の雑誌に転載されている場合は（雑誌名・雑誌名）の如く併記した。
- ・「*」印を付した書籍は中国政法大学図書館編『中国法律図書総目』（中国政法大学出版社・1991）収録の情報に拠るものである。ただし同目録は所蔵情報を欠いている為、現物及びその所蔵機関については確認不能である。
- ・テーマ別の分類はあくまで暫定的なものであり、また論考によっては複数のテーマに関係するものもある。以下の目録利用の際には、全てに目を通されることをお勧めしたい。

1：岡田朝太郎の生涯・岡田朝太郎に関する文献

本誌 12 号でも紹介したが、岡田朝太郎（おかだ あさたろう・1868.5.29～1936.11.13）の生涯について最もまとまった記述として『大日本博士録』第一巻 法學及藥學博士之部（発展社・1921）48-49 頁を再度引用しておく。以下の通りである。

舊大垣藩士岡田平八長男、明治元年五月二十九日（戸籍簿登録の日附は事實相違）美濃大垣南石切村に出生、明治十二年小學を半途に退き明治十五年迄陶器畫工見習ひ、同年上京東京外國語學校に入り佛語を修む。尋て大學豫備門第一高等中學校を経て同年二十一年帝國大學法科大學に入り、同二十四年七月佛法科を卒業法學士と爲る、續いて大学院に入り刑法を研究し、同二十六年九月帝國大學法科大學講師、同二十七年五月三十一日助教授となり法科大學の講座に臨み傍ら各私立法律學校の聘に應じ刑法を講ず、同三十年三月非職となり文部省より刑法研究の爲め佛、獨、二ヶ國へ留學を命ぜられ更に伊太利に轉學す、同三十三年七月歸朝、同二十一日法科大學教授に任ぜられ刑法講座を擔任す、同年九月警察監獄學校教授を兼ね、同年十一月法典調査會委員拜命、同三十四年六月法學博士の學位を受く、同三十七年三月兼官廢止、同三十九年九月二十九日在官の儘清國欽命修訂法律館調査員兼法律學堂教員として招聘せられ法典調査の事業に従ひ又法學を教授す、大正四年九月自ら解約し専ら法律館の囑託事務に従ひ、法科大學教授を辭す。

ほぼこれに尽きているが、これ以外にもいわゆる七博士事件に関与し、論陣を張ったことでも知られている。彼は本職の刑法学においても非常に幅広く様々なテーマを扱っている。とりわけ豊富な外国刑法の知識とその紹介は、後に述べる清国法律顧問の経験とともに特徴的なものである。川柳研究家としての岡田については後述するが、そのほかに大正期に流行した俗謡「鳴緑江節」の作詞者とする説もある。

彼は同時代の法学者とも様々な形で交流を持っている。後に述べるように彼は清国法律顧問在職中に、台湾旧慣調査を担当した岡松参太郎へ協力を要請したことがある。また穂積陳重夫妻とも親交があったようである。穂積陳重『法窓夜話』（有斐閣・1916、のち岩波文庫・1980）所収の「エジェリヤの涙水」では明治 32 年に陳重がローマに滞在した際に岡田とともに Bosco Sacro 遺跡を訪問したエピソードが説かれており⁽¹⁾、また夫妻とともに歌舞伎観賞に出かけている様子も妻・歌子の日記に度々登場する⁽²⁾。穂積重遠とも幾許かの交流があったようである⁽³⁾。

なお岡田の蔵書については、刑法研究資料約 3000 余冊が明治大学図書館へ寄贈されていたが、関東大震災によりボアソナード文庫等とともに焼失したようである⁽⁴⁾。なお同震災で岡田の蔵書がすべて灰燼に帰した訳ではないようであり、震災後の明治大学図書館展に岡田の蔵書が出品されたこともある⁽⁵⁾。また筆者自身も昔東京の古書店で岡田の蔵書印を有する書籍を見かけたことを付記しておこう。

岡田に関する総合的な文献としては、以下のようなものがある。

(履歴)

- ・西濃聯合教育会編『西濃人物誌 修身資料 第1輯』(同会・1910) 31-34 頁
- ・井関九郎監修『大日本博士録 第一巻 法學博士及藥學博士之部』(発展社・1921) 48-49 頁
- ・『大正人物辞典Ⅱ』上巻(日本図書センター・1989) オ-167 頁

(訃報・追悼文・人物批評)

- ・訃報「岡田(朝)法博」(読売新聞・1936年11月14日)
- ・木村龜二「噫岡田朝太郎博士」(法律時報 8-12・1936)
- ・牧野英一「岡田朝太郎先生の永逝」(法学協会雑誌 54-12・1936)
- ・佐瀬昌三「岡田朝太郎博士の憶ひ出」(法律論叢 16-1・1937)
- ・平塚芳雄「恩師の思い出」(濃飛人 262・1965)
- ・斬馬劍禪「東西両京の大学(48) 岡田対勝本」(読売新聞・1903年4月29日)
- ・活殺子「法曹珍話閻魔帳(14) 文士から法律家へ」(読売新聞・1921年11月2日)

(その他)

- ・「岡田家の三十銭デー」(読売新聞・1920年4月27日) *岡田家のエピソードを収録
- ・「母と子(其の廿九) 法学博士岡田朝太郎氏婦人舒子とその愛児」(読売新聞・1914年7月21日)
*岡田の妻子の肖像写真を収録

2：刑事法関連の著作

岡田朝太郎の日本刑法学に占める位置については、小林好信「岡田朝太郎の刑法理論」(法律時報 51-8、9・1979、後に吉川経夫他編『刑法理論史の総合的研究』(日本評論社・1994)に収録)がある。あわせて参照されたい。

《論文》⁽⁶⁾

- 「短期自由刑の二大弊害救治策」(明法誌叢 17、20・1893)
- 「累犯者を減する一策」(法学協会雑誌 12-8・国家学会雑誌 89、90・1894)
- 「刑法第二編第二章第二節について」(法学協会雑誌 12-12・1894)
- 「官吏の職務を行ふを妨害する罪について」(法学新報 45・1894)
- 「冒認罪論」(法学協会雑誌 13-9、12・1895)
- 「古今の弑逆者に関する精神医学的研究」(法学協会雑誌 14-1~4、6、9・1896)
- 「累犯者の処分」(国家学会雑誌 125・1897)
- 「変造私文書行使の件について」(法学協会雑誌 15-1・1897)
- 「現今の刑法学理適用の有様」(丹羽清次郎編『名士と青年』(上田屋・1899)所収)

(ドイツ語訳) Vorentwurf zu einem Strafgesetzbuch für das kaiserlich japanische Reich, Sammlung Ausserdeutscher Strafgesetzbücher in deutscher Übersetzung no.14//a Berlin. J. Guttentag

「冤罪者に対する国家賠償制度」(法律新聞 3~6・明治法学 13・国家学会雑誌 165・1900)

「緊急状態及意思自由」(法学志林 12~14・1900)

「刑事政策(講演速記)」(明治法学 14・1900)

「ベルチュン氏個人識別法」(監獄協会雑誌 13-11、12、14-2~4、6・1900-01)

「官吏の職務を行ふを妨害する罪に就て」(日本弁護士協会録事 45・1900)

「緊急状態及意思自由」(法学協会雑誌 19-1、6・1901)

「刑法改正賛成論」(読売新聞・1901年1月24日)

「刑法非改正論の一節に付きて岸本法律学士に質す」(法律新聞 19・1901)

「刑法非改正論を評す」(法律新聞 20・1901)

「岡松君に」(法律新聞 21・1901)

「(解疑) 商事会社に対する誹毀罪」(法学志林 16・1901)

「(解疑) 一罪と数罪を区別する標準」(法学志林 17・1901)

「承諾と犯罪成立との関係」(法学志林 18・1901)

「(解疑) 受寄の時計を売却したる者の処分」(法学志林 20・1901)

「特別宥恕竝罪様の列挙に付て」(法学志林 21・1901)

「(解疑) 強盗強姦致死の処分」(法学志林 22・1901)

「犯罪論」(法政新誌 5-45・1901)

「一罪と数罪との区別について」(法政新誌 5-47、48・1901)

「刑法学理適用の有様」(長井庄吉編『名士講壇』(上田屋・1901)所収)

「刑の執行猶予」(内外論叢 1-3、4・1902)

「「チャーレス」五世の刑法」(法学志林 30・1902)

「刑法改正案に就て(講演)」(明治法学 30、31・1902)

「手段とは何そや」(明治法学 36・1902)

「(資料) 刑の執行猶予の立法例」(明治法学 38、39・1902)

「隱私漏告罪(国家医学会講演)」(明治法学 43、44・1902)

「刑事政策(岐阜講話会講話)」(明治法学 45、46・1902)

「世界最古の法典(明治法律学校に於ける講演)」(明治法学 47、48・1902)

「隱私漏告罪を論ず」(明義 3-10、11・1902)

「刑の執行猶予について」(法学協会雑誌 21-3・1903)

「自殺について」(法学協会雑誌 21-9、11・1903)

「「ベルチオン」式個人識別法について」(法学志林 43・1903)

「カン及びピジヨニエル氏の日本刑法草案を批評す」(明治法学 51、52、57・1903)

- 「正犯従犯の区別の標準に関する蜷川学士の論駁に答ふ」(明義 4・4・1903)
- 「再び蜷川学士に答ふ」(明義 4・6・1903)
- 「国政と刑法」(太陽 9・3・1903)
- 「受託物費消罪について」(法学協会雑誌 22・4～6・1904)
- 「間接正犯」(法学協会雑誌 22・12・1904)
- 「催眠術を以て私に治療を施すを業と為すは刑法私為医業の罪か」(内外論叢 3・3・1904)
- 「賄賂として官吏に贈るべく委託したる金銭の費消」(法学志林 56・1904)
- 「催眠術と刑法との関係殊に刑法上医業の意義(法理研究会講演)」(明治法学 70・1904)
- 「誤殺誤傷について」(明治学報 76・1904)
- 「刑事裁判の一大欠点」(法学新報 14・8・1904)
- 「刑事上の責任年齢に就て」(国家学会雑誌 19・4・1905)
- 「責任更新」(法学協会雑誌 23・3・1905)
- 「不作為の詐欺取財」(法学協会雑誌 23・11・1905)
- 「(法理研究会講演会)民法と刑法との関係」(法学協会雑誌 23・11・1905)
- 「因果連絡中断か責任更新か」(法学志林 7・1・1905)
- 「委託者以外の者が受託者に対し擅に委託物を自己に売却せしめたる場合の処分(判検事弁護士試験問題)」(明治学報 82・1905)
- 「明治三十八年法律第六十六号に就て」(明治学報 86・国際法雑誌 3・8・1905)
- 「時事刑法観」(法学協会雑誌 24・1～3、6、7・1906)
- 「貨幣偽造に関する罪」(法学協会雑誌 24・4、5・1906)
- 「韓国新刑法」(明治学報 98・1906)
- 「医家と法律家の衝突」(読売新聞・1907年1月8日別刷)
- 「世界の刑法」(法学志林 18・7、8・1916)
- 「刑法、比照新旧、軽重処断の規則に就て」(日本法政新誌 1・3・1917)
- 「委内瑞拉合衆国新刑法法典概評」(法学協会雑誌 35・2、4、5、7、9・1917)
- 「稍狭き法定刑と酌加減の法」(法律新聞 1360・法学志林 20・1・1918)
- 「賄賂に関する立法例」(法学協会雑誌 36・6、8、9、11・1918)
- 「予審の所管」(国家及国家学 6・1・1918)
- 「一九一九年巴奈馬共和国刑法法典略評」(杉山直次郎編『富井先生還暦祝賀法律論文集』(有斐閣書房・1918)所収)
- 「波利維亜刑法法典」(法学協会雑誌 37・8～12、38・1、3、8～10・1919-20)
- 「予審について」(法律新聞 1950・1922)
- 「刑法の改正について」(法律及政治 1・6、7(未完)・1922)
- 「天津罪国津罪」(法律及政治 3・3、4、5、7、8・1924)
- 「毀棄罪の沿革」(法律及政治 3・10、4・4・1924-25)

- 「暹羅王国刑法法典」(早稲田法学 3・1924)
- 「緊急行為に関する研究資料」(法律及政治 6-11・1927)
- 「信用及び業務に対する罪の客体」(法律論叢 7-2・1928)
- 「刑法改正予備草案略評(総則)」(早稲田法学 8・1928)
- 「今日から実施される盗犯防止令の解釈 深夜忍び込んだ者は殺しても罪にならぬ」(読売新聞・1930年6月10日)
- 「ポーランド違警罪法(訳)」(法律論叢 13-3・1934)
- 「西班牙新刑法典に就て」(法律論叢 14-1、2・1935)
- 「独逸刑事法二種」(自警 199・1936)

《討論記事》

- 「(討論) 甲、乙を殺害するの目的を以て毒薬を服用せしめたるに偶々消毒物之に混和し居りたるを以て乙は死を免れたり甲は有罪なりや否」(法学協会雑誌 12-9・1894)
- 「(討論) 官吏を教唆して収賄せしめたる私人は有罪なるや否や」(法学協会雑誌 14-2~5・1896)
- 「(討論) 情を知りて偽造貨幣を窃取して之を以て物を買入たる者の処分如何」(法学協会雑誌 15-6・1897)
- 「(討論) 狂者刀を振り人を追ふ父兄其傍に在り被難者已に恨ある者なるを見て其儘棄て置きたる為め遂に之を殺せり父兄は刑法上罰すべきものなりや」(法学協会雑誌 18-12、19-1~9・1900-01)

《判例評釈》

- 「(判例評釈) 文書偽造行使事件」(法学協会雑誌 21-2・1903)
- 「(判例評釈) 偽証事件」(法学協会雑誌 21-2・1903)
- 「(判例評釈) 強盗殺傷事件」(法学協会雑誌 21-2・1903)
- 「(判例評釈) 電気盗用事件の判例を評す」(法学協会雑誌 21-7・1903)

《校閲・批評など》

- (賛評) 藤澤茂十郎『刑法評論：改正草案』(東京専門学校出版部・1901)
- (校閲) 岩井尊文『不作為犯』(有斐閣・1902)
- (校閲) 松原一雄『過失論』(刑事論集第2号) (有斐閣・1903)
- (校閲) 吾孫子勝・乾政彦訳『フォン・リスト著 独逸刑法論』(早稲田大学出版部・1903)

《著書》

- 『日本刑法論』(有斐閣書房・1894)
- 『刑法総則』(日本法律学校本科 28年度講義録) (日本法律学校・1895)
- 『日本刑法論』(総論之部・訂正増補再版・訂正増補3版(信山社復刻版あり)・有斐閣・1895)
- 『日本刑法論』(各論之部・訂正増補再版(信山社復刻版あり)・有斐閣・1895)

『刑法論』(中外印刷・1920)
『刑法総論』(中外印刷・1924)
『暹羅国刑法法典』(出版者・出版地不明・1924)
『刑法各論』(明治大学・1925)
『刑法論』(中外印刷出版部・1927)
『刑法分論』(自版・1933)
『刑法の知識』(万有知識文庫 14)(非凡閣・1934)
『刑法分論(改訂)』(自版・1934)
(日本語訳)『一九二八年西班牙刑法』(司法資料 194 号)(司法省大臣官房調査課・1935)
(日本語訳)『伊太利刑法典』(司法資料 198 号)(司法省大臣官房調査課・1935)
(日本語訳)『伊太利刑事訴訟法典』(司法資料第 199 号)(司法省大臣官房調査課・1935)
(日本語訳)『伊太利刑法典報告』(司法資料第 207 号)(司法省大臣官房調査課・1936)
(日本語訳)『伊太利刑事訴訟法典報告』(司法資料 208 号)(司法省大臣官房調査課・1936)

《講義案・講義録》

『大審院刑事判決例 参考科目』(東京専門学校行政科第八回一年級講義録)(東京専門学校・1896)
『刑事訴訟法講義案』(有斐閣・1901)
『刑法総則講義案』(有斐閣・1901)
『刑法講義案』(総則/各論・有斐閣・1901)
「刑法第七十七條ニ付テノ推問」(『三十六年度高等科ノ一 和仏法律学校講義録』第 24 号(和仏法律学校・1902))
『刑法講義案』(6 版・2 冊・有斐閣・1902-03)
「刑法改正案比較其他ニ付テノ講演及ヒ推問」(『三十六年度高等科ノ二 和仏法律学校講義録』第 44 号(和仏法律学校・1903))
「謀故殺罪ニ付テノ講演」(『三十六年度高等科ノ三 和仏法律学校講義録』第 56 号(和仏法律学校・1903))
「殴打創傷罪自殺及ヒ墮胎罪ニ付テノ講演」(『三十六年度高等科ノ五 和仏法律学校講義録』第 74 号(和仏法律学校・1903))
「犯罪ノ定義ニ付テノ講演」(『三十六年度高等科ノ六 和仏法律学校講義録』第 83 号(和仏法律学校・1903))
「一罪ト数罪トノ區別ニ関スル推問竝ニ講演」(『三十六年度高等科ノ九 和仏法律学校講義録』第 112 号(和仏法律学校・1903))
『刑法講義』(刑法総論/各論合本・明治法律学校出版部講法会・1903)
『刑法』(和仏法律学校高等科 36 年度講義録・1903)
『刑法講義案』(改正 8 版・有斐閣書房・1904)
『法政大学講義録 刑法総論・各論』(法政大学・1905-06)

『刑法問答録』（早稲田大学 38 年度法律科第一学年講義録）（早稲田大学出版部・1905）
『刑法総論』（法政大学 38 年度講義録・1905）
『刑法講義 総論』（明治大学 39 年度法学科第一学年講義録・明治大学出版部・1906）
『刑法講義』（明治大学 39 年度法学科第二学年講義録・明治大学出版部・1906）
『刑法講義 総論』（明治大学 40 年度法学科第一学年講義録・明治大学出版部・1907）
『刑法講義』（明治大学 40 年度法学科第二学年講義録・明治大学出版部・1907）
『刑法総則講義案』（有斐閣・1915）

〈刊行年不明分〉

『刑法各論』（法政大学）
『刑法総論』（法政大学）
『刑法』（総則・日本法律学校）
（翻訳）『比律賓刑法』（出版者・出版地不明）
（翻訳）『秘露刑法』（出版者・出版地不明）
（翻訳）『日文西班牙刑法法典』（出版者・出版地不明）
（翻訳）『日文智利刑法法典』（出版者・出版地不明）
『比較刑法』（明治大学出版部・『日本立法資料全集』別巻 315、316（信山社）として復刻）

3：法学（刑事法を除く）関連の著作

「土地所有権の起源」（法学協会雑誌 10-1、2、3、5、6・1892）
「一九三三年以降の独逸ヒットラ内閣立法」（法律論叢 14-12、15-1～4、6・1935-36）
『法学通論』（富山房／有斐閣共同刊行・1908）
『法学通論』（改訂 5 版・中外印刷工業・1919）
『日常の法律』（『大日本百科全集』第 11 巻・誠文堂・1927）
（校訂）土屋彦太郎・相川茂郷『中等法制経済教科書』（修訂改版・明治書院・1906）
（監修）『最新六法全書』（最新六法全書編纂所・1926）

4：清国法典編纂関連の著作

岡田朝太郎は清国政府の法律顧問として赴任し、中国における近代的法典編纂事業に携わったことでも知られる。なお岡田の中国における業績を扱った文献として、以下のようなものがある。

- ・宮坂宏「清末の法典編纂をめぐって」（法制史研究 14 別冊・1963）
- ・同「清末の近代法典編纂と日本人学者」（専修大学社会科学研究所月報 46/47・1967）
- ・同「清国の法典化と日本法律家—清末の刑法典編纂の問題について—」（『仁井田陞博士追悼論文集 第 3

卷 日本法とアジア』(勁草書房・1970) 所収)

- ・島田正郎『清末における近代的法典の編纂』(創文社・1980)
- ・杜鋼建「沈家本岡田朝太郎法律思想比較研究」(張國華主編『博通古今學貫中西的法學家—1990年沈家本法律思想國際學術研討會論文集』(陝西人民出版社・1992) 所収)
- ・黃源盛「清末民初近代刑法的啓蒙者—岡田朝太郎」(黃宗樂教授祝壽論文集編輯委員會編『黃宗樂教授六秩祝賀 基礎法學篇』(學林文化事業有限公司・2002) 所収、後に修改の上同「岡田朝太郎與清末民初刑事立法」として同『法律繼受與近代中國法』(國立政治大學法學叢書 55、元照出版有限公司總經銷・2007) に収録)

また、本誌 12 号でも紹介したが、その際の招聘契約書の写しが外務省記録の中に存在する⁽⁷⁾ので再度紹介する。

大清國

欽差出使日本國大臣楊樞代

欽命修訂法律大臣沈家本伍廷芳聘訂

大日本東京帝國大學法科大學教授法學博士岡田朝太郎爲

北京法律學堂教習兼

欽命修訂法律館調查員所有合同條款開列於左

第一則 該員到中國後應受法律學堂監督節制遵守 奏定學堂章程及本學堂章程內教習應照各條並遵修律大臣命令從事法律館所屬託調查改良刑法事宜此外民商等法遇有屬託亦應竭力襄助

第二則 該員在學堂教授刑法及刑事訴訟法按照本學堂學期授業預定表及時刻與各教習分任課目

第三則 該員應受薪水分列如左

一由法律學堂每月致送薪水銀圓六百圓

一由法律館每月致送津貼銀圓貳百圓

一本學堂法律館未備該員居住相當官房每月另送房租銀圓五十圓但住房未滿一個月須按日扣算

以上三項俱以到北京之第二日起算按照中國曆於每月月底致送所有食膳車馬僱役一切費用及住房內棹椅等件俱由該員自理

第四則 本合同以滿三年爲期限滿續訂與否由本學堂及法律館臨時酌定

第五則 該員如未經修律大臣及法律學堂監督許可接連一月未能從事第一則第二則所揭職務時薪水減半倘再接連曠課二月則本合同作廢

第六則 該員非有疾病及意外事故不得於合同期限內藉端辭職如或自願解職須於三個月前預先聲明不得臨時告辭

前項自行辭職不得要求川資

第七則 本學堂及本館除因該員有違背合同及曠課滿三個月可將該員辭退外不得於合同期限內無端解約但本學堂及本館如有意外事故不能履行合同之時可臨時將該員辭退除送川資銀圓四百圓外另送六個月薪

水以示格外優待之意

第八則 該員自照本合同應聘後當於起程來中國時致送川資銀圓四百圓以爲一切旅費

如合同期滿不再續訂歸國時亦致送川資銀圓四百圓其常年暑假年暇時旅行歸國等費俱由該員自理

第九則 該員在合同期限內非經法律大臣及監督許可不得兼他業亦不得在外另收生徒

第十則 本合同分繕漢文四份署名蓋印一存該員一存使署一存法律學堂一存法律館以昭信守

第十一則 本合同中如有未盡事宜俟該員到北京後與修律大臣隨時商訂

附則

本合同所稱銀圓係爲重庫平七錢二分之中國現行銀圓

大清國

欽差出使日本國大臣楊樞代 (サイン)

欽命修訂法律大臣沈家本伍廷芳訂

大日本國東京帝國大學法科大學教授法學博士岡田朝太郎 (サイン)

光緒三十二年七月二十六日

明治三十九年九月十四日

清国では「南寧胡同」に寓居⁽⁹⁾して法典編纂事業に従事する傍ら、幾度かは一時帰国もしていたようで、その際に新聞の取材に応じて進捗状況を述べている⁽⁹⁾。清国滞在中の具体的な活動状況について『汪榮寶日記』では修訂法律館で法案の起草作業等に当たっていた汪と岡田の交流の様子を垣間見ることができる⁽¹⁰⁾。当時の岡田の仕事ぶりについては皮肉めいた報道もあるものの⁽¹¹⁾、彼の功績はこれによって貶められるものではなかろう。事業を進めるに当たって岡田は、同時期に台湾旧慣調査を進めていた岡松参太郎へ協力を要請している⁽¹²⁾など興味深い動向も知られている。

以下本段落は本誌 12 号での紹介の再掲となるが、彼は民国四年にある詐欺事件に巻き込まれて失意の帰国を余儀なくされたようで、事件の顛末が『政府公報』民国四年六月二十七日（一一二六号）⁽¹³⁾に、彼の弁明書が外務省外交史料館所蔵外務省記録「外国官庁ニ於テ本邦人雇入關係雜件 清国之部」第四卷（一）（3 門 8 類 4 項 16・2 号）に残されている。また清末の法律編纂顧問として何故岡田や松岡義正、志田鉀太郎といった人々が選ばれたのかという問題については、当初清朝側としては梅謙次郎の招聘を考えていたものの断念したことが知られる⁽¹⁴⁾。当時梅は朝鮮での慣習調査・立法作業に関わっており⁽¹⁵⁾、梅本人は法律顧問として中国へ渡ることは無かった。しかし彼が幾人もの日本人顧問を紹介していることは興味深い。また清朝側も、招聘の実現性はともかくも、多くの日本人学者を候補に挙げて検討を進めていたことが、北京大学堂の開設の際の史料に見える⁽¹⁶⁾。これ以外にも自身の著作を通じての中国との交流や、中国に関してしばしば自論を展開した記事などが知られている⁽¹⁷⁾。

《論考》

- 「清国憲政施行問題について」(国際法雑誌 8-6・1909)
「清国の教育及法典編纂について」(太陽 15-11・1909)
「清国の刑法草案について」(法学志林 12-2・1910)
「清国の将来に就て」(国際法雑誌 9-7・1910)
「清国既成法典及び法案について」(法学志林 13-8、9・1911)
「清国改正刑律草案」(法学協会雑誌 29-3・1911)
「(雑報・法理研究会記事) 清国法律談」(法学協会雑誌 29-3・1911)
「清国の法制」(刑事法評林 3-9・1911)
「(雑報・法理研究会記事) 支那の現行刑事法令の要領」(法学協会雑誌 33-12・1915)

《中国語訳された著書・教科書等》

- 『法政速成科講義録 刑法総論』(法政大学・1905)
『漢訳刑法講義案』(法政大学・1905)
『法政速成科講義録 刑法各論』(法政大学・1906-07)
『刑法総則講義案：漢文』(有斐閣・1906)
『法学通論』(張孝口漢訳・富山房・1908)
「(口授) 刑事法與檢察制度」(鄭言筆述・蔣士立編『檢察制度』(上海・中国図書公司・1911) 所収)
* (徐謙校定)『檢察制度詳考』(順治門内東太平街徐宅印・1912)
『中華民國暫行新刑律』(国民大學・中華大學・1913)
(序論) 法律編査会編輯『中華民國罰則彙纂：附懲戒法規』(法律編査会・1915)
『中華民國新刑律總則講義』(明治大学出版部・1917)
* (徐謙校定)『檢察制度詳考』(1917)
* 『中華民國新刑律總則講義』(朝陽大学・1919)
* 『刑法総則』(朝陽大学・1922)
* (胡長清訳)『刑法総論』(朝陽大学出版部・1925)
* (胡長清訳)『日本刑法改正案評論』(上海会文堂新記書局・1931・北京図書館／上海図書館蔵)
(うち刊行年不明分)
* (江庸訳)『刑法総論』(法政大学)
* 『刑法総則講義案』
* (江庸・陳與年訳)『刑法一総論各論』(法政大学)
* (陳與年訳)『刑法各論』(民国年刊)
* 熊元襄訳『刑事訴訟法』
* 『新刑律 (法律別科)』(油印本)

5：川柳関連の著作

川柳研究者としての岡田朝太郎を扱った文献には以下のようなものがある。

- ・「岡田三面子」(宮尾しげを編『昭和川柳百人一句』(自版・1934))
- ・中埜喜雄「明治諧謔断章：岡田三面子の世界」(産大法学 14・1・1980)
- ・尾藤三柳「岡田三面子」(川柳春秋 (NHK 学園) 29・1993)
- ・脇屋川柳「岡田三面子と古川柳研究」(川柳学 2・1・2006)
- ・「三面子」(尾藤三柳監修／堺利彦・尾藤一泉編『川柳総合大事典 第一巻 人物編』(雄山閣・2007))

岡田は雅号でもいくつかの記事を発表している。本誌 12 号で紹介したとおり最も有名なものは「三面子」であり、その由来は彼の日頃の所論に「刑法を学ぶんにゃ先づ新聞の三面に通じんけりゃならぬのぢゃ」とあることだという説がある⁽¹⁸⁾。また「虚心」という号も有したことが人名辞典等に説かれる。これに加えて「虚心亭主人」という号もあったようであり、尾藤三柳氏は「その文名はつとに知られ、二十代前半から当時の著名家を有した硯友社に在って、明治二十二年には虚心亭の筆名で小説『妾薄命』(吉岡書籍館)を、続いて二十四年には同じく『玉かしわ』を公刊している」⁽¹⁹⁾としている。岡田が「虚心亭主人」の号を用いていたことは、同名で「〔漫録〕三面観」なる記事を『法律及政治』1 巻 8 号から 5 巻 10 号まで 30 回にわたり連載し、しかもその 2 巻総目次に「法学博士」との肩書きがあることから強く推測されるが、これ以上のことはよくわからない⁽²⁰⁾。

また彼の雅号として「凡夫子」や「田上四山」を挙げる説もある⁽²¹⁾。凡夫子については、本稿 6 に挙げた明治法学の岡田寄贈の口絵の解説(「(雑俎) ベニスの大壮観」(明治法学 39・1902)、「(雑俎) ニュルンベルグ五角塔」(同 44・1902))の筆名として登場するので、岡田の筆名である可能性が比較的高いといえようか。田上四山については、『太陽』誌 7 巻 13 号法律時評欄において「當春以来本欄を擔任せられたる、法學博士岡田朝太郎氏は、公私多忙當分執筆し難しとの事に付き、爾来同氏の紹介に係る、某々法學博士及び法學士の意見を掲載することゝなし、本誌には差當り、法學博士三面子の短編を採れり、三面子とは果して何人か、將た三面子何をか論ぜん、讀者乞ふ其内容を熟讀玩味せられよ」と謎めいた解説が付されており、同号では三面子、14 号以降では法學士田上四山の筆名で法律時評欄が続いている。三面子は岡田の雅号であるとしても、田上四山は不明である。四山を岡の字の草書体の意味だとすれば、田の上に岡、即ち岡田となるかもしれないが、我ながら牽強附会の説のような気もする。また法學博士である岡田がわざわざ法學士を名乗るかについても、諧謔を好む岡田のことであるからわからないにしても、確証はない。

岡田の川柳好きは相当に有名であったようで、それにまつわるエピソードもしばしば報じられている⁽²²⁾。彼の川柳は時には舌鋒鋭く、また時には不評を買うこともあったが⁽²³⁾、『柳樽』の先駆的な研究者としての地位は不動のものといえそうである。筆者は川柳研究を専門とするものではないため、評価は文学研究の専門家に委ねることとしたい。

《論考》

- 「孟蘭盆会—川柳—」(明治学報 89・1905)
- 「万句合」(読売新聞・1905年4月8日)
- 「川柳資料」(早稲田文学 1(明治39年1号)・1906)
- 「花屋旧次郎」(高潮 1・1906)
- 「(文藝)川柳を募集す 川柳十則」(中央公論 21-2・1906)
- 「(文藝)川柳(岡田三面子撰)」(中央公論 21-3・1906)
- 「(文藝)川柳(岡田三面子撰)」(中央公論 21-4・1906)
- 「(文藝)川柳(岡田三面子撰)」(中央公論 21-8・1906)
- 「川柳十則」(東京日日新聞・1906年1月15日)
- 「塵塚」(燕塵 1-9~11・1908)
- 「川柳談」(燕塵 3-5~7・1910)
- 「誤字誤写又は変更に基づく難解又は異調の例」(やなぎ樽研究 1-1、7、8、2-9、4-1、2、5・1925-28)
- 「誹風柳樽全集に就て」(やなぎ樽研究 1-2・1925)
- 「誹風柳樽全集に就ての補遺」(やなぎ樽研究 1-4・1925)
- 「足袋と川柳」(やなぎ樽研究 1-4・1925)
- 「川柳敬錯子」(鯨鋒川柳 14-11・1925)
- 「百花堂露丸と其撰句」(やなぎ樽研究 2-1・1926)
- 「寛政改革と柳樽の改版」(早稲田法学 5、6・1926)
- 「書肆花屋旧次郎(高潮第一号)」(書誌 2-1・1926)
- 「仏国でも川柳が大はやり」(読売新聞・1926年6月22日9面)
- 「天変地異にも生き伸びた川柳」(読売新聞・1926年6月24日)
- 「寛政改革と柳樽の改版の増損と正誤」(早稲田法学 7・1927)
- 「川柳評前句附万句合創刊の年月」(やなぎ樽研究 3-1・1927)
- 「頼政は水沢山な歌を詠み」(読売新聞・1928年6月26日)
- 「桜に因む川柳」(読売新聞・1929年4月12日)
- 「(講演)川柳と法律」(明治聖徳記念学会紀要 31・1929)
- 「川柳日本武尊」(川柳鯨鋒 18-1・1929)
- 「川柳養老體泉」(やなぎ樽研究 5-1・1929)
- 「下谷上野に関する古川柳狂句」(久保田金僊編『下谷上野』(松坂屋・1929)所収)
- 「齒に関する柳句集」(『よはひ草』第4輯(小林商店・1929)所収)
- 「馬に関する古川柳」(読売新聞・1930年1月14日)
- 「頼政(謡曲)と川柳」(やなぎ樽研究 6-4・1930)
- 「奉行の川柳狂句」(法律時報 2-10・1930)
- 「罪刑古川柳」(犯罪科学 1-1、3、7・1930)

- 「難解川柳狂句」(やなぎ樽研究 7-1~4・1931)
「頼朝に対する川柳狂句」(頼朝会雑誌 2~4・1931)
「和歌に関する難解柳句」(やなぎ樽研究 8-1~6・1932)
「難解川柳狂句解」(やなぎ樽研究 8-8~12、9-1~6、9、10・1932-33)
「天保以後の川柳狂句」(月刊日本文学 2-6・1932)
「万曆十辰年万句合抄」(やなぎ樽研究 9-8・1933)
「難解川柳狂句」(やなぎ樽 9-11、12・1933)
「常盤に関する川柳狂句」(頼朝会雑誌 7・1933)
「忠臣蔵の川柳と狂句」(読売新聞・1934年12月14日)
「故岡田三面子稿 川柳から見た「万葉集」と「今昔物語」」(書物展望 8-9・1938)

《著書》

- 『三面子狂句集1』(有斐閣書房・1905)
『評釋川傍柳初編』(川柳よのころ社・1925)
『俳風柳樽全集に就て』(柳書刊行会・1925)
『木卯柳句抄』(東京市立日比谷図書館・1926)
『寛政改革と柳樽の改版』(磯部甲陽堂・1927)
『評釋川傍柳第二編』(よのころ社・1928)
『謡曲と川柳』(春陽堂・1930)
『川柳』(岩波講座日本文学)(岩波書店・1931)
『名川柳集』(大日本雄辯會講談社・1936)
『日本史伝川柳狂句』(日本史伝川柳狂句刊行会・1942-44)
『日本史伝川柳狂句』1-26(古典文庫・1972-80)

6：コラム・エッセイ・その他の著作

- 「法政新誌の発刊を祝す」(法政新誌 1-1・1897)
「(法律時評) 刑法全部の改正・感化法・刑囚及狂囚の監禁に就て」(太陽 7-1・1901)
「(法律時評) 刑法改正非改正」(太陽 7-2・1901)
「(法律時評) 改正刑法草案の各本条に就て・公娼取締」(太陽 7-3・1901)
「(法律時評) 救恤税・拷問廃止の時期・婚姻に関する父母及び戸主の同意」(太陽 7-4・1901)
「(法律時評) 委託金費消に就て」(太陽 7-5・1901)
「(法律時評) 惰民の取締及び究民の保護」(太陽 7-7・1901)
「(法律時評) 流職法・小学校令施行規則中・交通警察・改正文部省外国留学生規定第七条」(太陽 7-8・1901)
「(法律時評) 刺客に就て」(太陽 7-9・1901)

- 「(法律時評) 裁判官の技倆・私法律学校卒業者・殺伐の氣風・交番所・人の鑑別」(太陽 7-10・1901)
- 「(法律時評) 裸体画と裸体と鮮血・消防夫・裁判と裁判官・私法律学校・支那の陸海軍と日本の經濟界・鉄筆板の法政講義筆記・狭きには疾馳せしむ可らず・弁護士と司法事務の渋滞・耳うらない」(太陽 7-13・1901)
- 「(口絵) 独逸刑法学二大家(写真) —ベル子ル博士・リスト博士—」(岡田博士寄贈)(明治法学 25・1901)
- 「(法律時評) 刑法改正案・銀行条例の改正・学制改革業・法律第六十三号・速成法制經濟講義録・通行警察」(太陽 8-2・1902)
- 「(法律時評) 謀故殺の区別の復活に就て」(太陽 8-3・1902)
- 「(雑俎) 正義の神—表紙の畫に付て—」(明治法学 28・1902)
- 「(口絵) 伊国の井戸の牢(写真)」(岡田博士寄贈)(明治法学 29・1902)
- 「(雑俎) 伊国の井戸の牢」(明治法学 29・1902)
- 「(口絵) ゲルマン古代の司法會議(写真)」(岡田博士寄贈)(明治法学 34・1902)
- 「(口絵) ベニスの大壯觀(写真)」(岡田博士寄贈)(明治法学 39・1902)
- 「(口絵) ニュルンベルグ五角塔(写真)」(岡田博士寄贈)(明治法学 44・1902)
- 「(雑俎) 刑法答案批評」(明治法学 45・1902)
- 「都市の道路取締」(警察協會雜誌 29・1902)
- 「公園の雀」(福田滋次郎編『学窓閑話』(晴光館・1902) 所収)
- 「都市に小公園を設くべし」(太陽 8-15・1902)
- 「(口絵) 羅馬市フォロムの今昔」(岡田博士寄贈)(明治法学 51・1903)
- 「羅馬市 Forum の今昔(口絵説明)」(明治法学 51・1903)
- 「(雑俎) 選挙取引」(明治法学 53・1903)
- 「(口絵) 伊太利ボンペイ市のフォロム(写真)」(岡田博士寄贈)(明治法学 55・1903)
- 「(雑俎) 口絵の説明」(明治法学 55・1903)
- 「(口絵) ジュリアス・シイザの廟—Templum Divi Julii—」(岡田博士寄贈)(明治法学 57・1903)
- 「(雑俎) 挿畫の説明—ジュリアス・シイザの廟—」(明治法学 57・1903)
- 「(口絵) 阿片煙の毒(写真)」(岡田博士寄贈)(明治法学 62・1903)
- 「(口絵) 羅馬タルペイア崖—TARPEA—」(岡田博士寄贈)(明治法学 64・1903)
- 「(雑俎) タルペイア崖」(明治法学 64・1903)
- 「(口絵) 磔刑と鼻首(写真)」(岡田博士寄贈)(明治法学 67・1904)
- 「(雑俎) 世界最古の刑法序」(明治法学 67・1904)
- 「(口絵) 仏国革命の際マヨタン組の死刑」(岡田博士寄贈)(明治法学 72・1904)
- 「(口絵) 一七九七年十月十六日カンポ・フォルミオに於てナポレオンと奥國全權委員との会見の図—仏奥外交談判破裂」(岡田博士寄贈)(明治法学 73・1904)
- 「(雑俎) 緒餘偶鈔(三十) 川柳(屠蘇・遊戯の中)」(明治学報 82・1905)
- 「(口絵) 革命の惨—ルイ十六世將に断頭台に上らんとす」(岡田博士寄贈)(明治学報 83・1905)

- 「(口絵) 奇異なる死刑執行—アフリカコンゴ—共和国の死刑」(岡田博士寄贈)(明治学報 86・1905)
- 「(雑俎) 緒餘偶鈔(三十三) 黄嘴鬚会詠草—日永・江ノ島にて・畑打・蠶」(明治学報 87・1905)
- 「分限令の解釈と教授の言論」(法学志林 7-9・国家学会雑誌 19-10・1905)
- 「満州の処分に関して」(明治学報 93・1905)
- 「(海内思潮) 満州処分」(中央公論 20-9)
- 「六博士の上奏文」(国際法雑誌 4-2・1905)
- 「問題の性質を理會せよ」(太陽 11-14・1905)
- 「高等文官判検事受験者心得」(新時代 1-2・1906)
- 「司法制度と実業界(肖像写真あり)」(太陽 12-9・1906)
- 「袁氏没後の支那政局 時局収拾の人物」(読売新聞・1916年6月8日)
- 「文章亡国の事例」(日本及日本人 689・1916)
- 「大危害事件について」(東京朝日新聞・1923年12月30日)
- 「医業の秘密問題」(日本之医界 16-83・1926)
- 『虚心観』(磯部甲陽堂・1927)
- 「随筆 虚心観」(早稲田法学 9・1929)
- 「虚心漫録」(犯罪科学 2-8・1931)
- 「五七五の廻文」(読売新聞・1931年8月11日)
- 「ボアソナド先生の通訳とデスク」(駿台新報 333・1932)
- 「刑事参考品の蒐集」「剝刑」「火刑」「磔刑」(『刑事博物館図録』(明治大学刑事博物館・1933)所収、後に『明治大学刑事博物館資料』第16号(2002)にて復刻)⁽²⁴⁾

註

- (1) 岡田の即詠として「エジェリヤがワイフ気取りの聖森(ひじりもり) ナイフ落してシクジリの森」が収録されている。他にも小室龍之助「廣田首相就任祝賀三八会」(学士会会報 580・1936、http://www.gakushikai.or.jp/magazine/archives/archives_580.html)でも岡田の即詠として「教へ子の世に出でますを見るにつけたゞうれしさに涙こぼるゝ」が収録されている。
- (2) 犬丸治「穂積歌子観劇年表—「穂積歌子日記」に依る」(歌舞伎—研究と批評 7・1991、ネット版は同氏HP「歌舞伎のちから 犬丸治・劇評集」(<http://homepage3.nifty.com/inumaru/newpage69.htm>))によれば1896年2月2日歌舞伎座、12月5日市村座、1897年2月11日宮戸座、同14日明治座、1902年6月1日歌舞伎座、1903年3月15日東京座にて穂積陳重・歌子夫妻その他の人々と歌舞伎観賞をしている。1903年3月15日の際には同じく清国法律顧問であった志田鉦太郎も同席している。
- (3) 「お茶うけ」(読売新聞・1922年10月24日)に川柳を通じての穂積重遠との交流の一コマが紹介されている。なおこのほかにも「風の便り」(読売新聞・1903年1月30日)、「風の便り」(読売新聞・1903年8月28日)でも長田秋濤子等の人々とのエピソードが紹介されている。

- (4) 浮塚利夫・吉田千草・梅田順一「明治大学図書館史：1886—1945 一年譜編一」（図書館の譜（明治大学図書館紀要）9・2005、<http://hdl.handle.net/10291/421>）114頁参照。
- (5) 「珍品も出る本学図書館展」（駿台新報 52・1924）に「当日は岡田朝博士の蔵書、珍物尾佐竹猛氏の明治初年以前の新聞等得難き珍品多数の出品ある筈」と紹介されている。
- (6) なお当時の目録の一つである『法律経済論題輯覧』（巖松堂書店・1908）に『公法及私法精理』なる雑誌に収録される論文として「謀故殺罪を論じて其の区別の当否に及ぶ」（1-1）、「刑の執行猶予の立法例」（1-4）、「隠私漏告罪を論ず」（1-6）が挙げられているが、同雑誌の存在を確認できない。
- (7) 外務省外交史料館所蔵外務省記録「外国官庁ニ於テ本邦人雇入関係雑件 清国之部」第四卷（一）（3門8類4項16-2号）所収。
- (8) 「岡田博士」（読売新聞・1907年2月13日）の報道による。
- (9) 例えば「清国の諸法典」（大阪毎日新聞・1910年7月11日）、「清国の法典」（報知新聞・1910年7月11日）、「岡田博士談」（読売新聞・1910年7月11日）、「清国法典の巧程」（報知新聞・1910年7月27日）、「清国法典談」（大阪毎日新聞・1911年1月21日）、「岡田博士談」（読売新聞・1911年1月21日）、「清国の新思想」（東京朝日新聞・1911年1月24日）といった報道記事中に談話が見られる。
- (10) 『汪榮寶日記』（天津古籍出版社・1987、文海出版社（台湾）影印本・1991）については、小野和子『汪榮寶日記』のこと（同『五四時期家族論の背景』（同朋舎・1992）投込小冊子所収）参照。例えば「岡田博士朝太郎言、法院須編制法行、而立憲政體已得三之一矣」（『汪榮寶日記』宣統元年12月28日条）、「与岡田博士商榷法律（訴訟律）名詞酌定數十語、屬博士列表、用謄写板刷印、分餉同館諸人」（同2年5月22日条）、「閱岡田草擬刑事訴訟律草案」（同7月5日条）、「訪岡田博士談刑律事」（同11月16日条）、「岡田博士對於刑律案總則又有修正之處、余亦將所疑之點詳加質詢後、據以修改字句」（同11月23日条）、「余往岡田博士家、商榷頃間議決問題」（同12月7日条）などといった形で登場する。現地では他に松岡義正、志田鉦太郎、小河滋次郎等の顧問も居たとはいえ、教師役を務めるのは並大抵のことではなかったようである。汪は「訪岡田博士質以關於司法權解釋之異同、亦頗不了之、岡田刑法專門、於其他公法未嘗十分研究也」（同宣統3年7月16日条）とこぼしているが、岡田には酷な話であろう。
- (11) 活殺子「法曹珍話閻魔帳（14）文士から法律家へ」（読売新聞・1921年11月2日）では「同じく応聘の松岡義正杯は門外一步も出でず一生懸命に編纂事業を遣って居るにも拘らず先生たいした精も出さず、幾ら骨折っても何時実施さることやら熟れは高閣に束ねらるるに過ぎないだらうと高をくゞり時の大官名流と往来して盛んに骨董品の掘り出しに熱中した、元來が文士であるから眼も相応に肥えて居ったので、任満ちて帰朝するや法学博士岡田朝太郎といふよりは、骨董商岡田として斯界に持て囃された」と揶揄されている。面白可笑しく書くための誇張によるものと思われるが、「熟れは高閣に束ねらるるに過ぎないだらう」という気持を法典編纂時に持ち合わせていたとすると興味深い。なお活殺子は尾佐竹猛の筆名と推測される。
- (12) 浅古弘『岡松参太郎の学問と政策提言に関する研究』（課題番号12420003、平成12年度～平成

- 14 年度科学研究費補助金（基盤研究（B）（2））研究成果報告書（2003）329 頁所収「岡田朝太郎発岡松参太郎宛書簡」参照。岡田と岡松は刑法改正に関して意見を戦わせたこともあり、岡松参太郎「刑法改正反対論」（法律新聞 20・1901）、岡田朝太郎「岡松君に」（同 21・1901）において議論の応酬が見られる。（以上拙著 43 頁注 4 再掲）
- (13) 「咨 京師地方檢察廳致政事堂印鑄局檢送同級審判廳判決熊垓等犯行使偽造私文書詐欺取財等罪案内判決及起訴各文暨追加理由書請刊登公報函」を参照。なお岡田朝太郎の名誉のために付言すれば、岡田自身が被告人となったり有罪となったりした訳では全くない。
- (14) 清末の法典編纂を担当した修訂法律館は「派令臣館提調大理院推事董康、前赴日本詳細訪察、該員在日本將及半載、深悉梅謙次郎爲該國政府隨時顧問、必不可少之人、斷非能輕易聘用」（内閣政務處档案 299-2035（法律館文一件（光緒 34 年 10 月 10 日））・北京第一歴史档案館蔵）として梅の招聘を断念している。
- (15) 関連する詳細事項については李英美『韓国司法制度と梅謙次郎』（法政大学出版局・2005）参照。
- (16) 外務省記録 外国官庁ニ於テ本邦人雇入關係雜件（清国ノ部）（3-8-4-0-16-2）所収「北京大学堂ニ我博士學士延聘ノ件」（なおこの史料はすでに羽根高廣『変貌した中国 巷で見た改革開放』（文芸社・2000）において紹介されている。）参照。それには、「先方ノ希望ハ梅、一木、織田萬、岡村司、岡田朝太郎、松崎、中村進午等本邦著名ノ法學博士ヲ列挙シ此等ノ博士ハ速モ聘ニ應セラルルコト不相叶義トハ奉存候フモ可相成清國ノ爲メ適當ノ教授タル人物ヲ選定セラルル様」と述べられている。
- (17) 「世界最古の刑法と清国公使」（読売新聞・1904 年 9 月 8 日）では自身の著作を寄贈したところ、清国公使楊樞より謝状が寄せられたことを報じている。また中国に関する自論は本稿 6 にまとめておいたので参照されたい。
- (18) 「学園展望 明大の巻【1】」（読売新聞 1928 年 4 月 3 日朝刊）参照。なお尾藤三柳氏はこれと異なって、「推測の域を出ないが、この「三面子」の号は、二歳年少ではあるが硯友社の先輩である小波の「八面子」と無関係ではあるまい。「八面」から「五面（御免）」を蒙って「三面」といった洒落でもあろうか。」との解釈を加える（尾藤三柳「岡田三面子」（川柳春秋（NHK 学園）29・1993）23 頁）。
- (19) 前掲尾藤三柳「岡田三面子」22 頁参照。『新著百種』（吉岡書籍店・1889-1891、教育出版センターより復刻・1982）第 11 号（1890）には虚心亭主人著「妾薄命」が収録されるが、特に岡田朝太郎という名称は付記されない。しかし巻末の公告には「玉かしわ 岡田虚心亭」とあり、岡田の著作とする尾藤氏の見解を裏付けるように思われる。なお虚心亭主人という筆名では「阿新丸」（鈴木常松編『花の香』（積善館・1893）所収）という作品もあるようだが、岡田の作かどうかは俄かに判断しづらい。ただ虚心亭主人『苦学十年の血涙記：高等試験に合格する迄』（受験新誌社・1928）は岡田の経歴とは全く異なる話であることから岡田が自己の経験を書いたものとは思われず、別人の作ではないかと推定される。岡田が硯友社に在籍したことは相当有名であったようで、坂本紅蓮洞「文壇感状記（上）」（読売新聞・1918 年 12 月 25 日）では「法博岡田朝太郎が虚心亭と号した

硯友社の一人であることは、誰も知ってることである」としている。

- (20) なお「竹重虚心」の名で川柳を扱った論考が雑誌『柳樽研究』や『本道楽』に散見されるが、岡田と関係のあるものかは不明である。また雑誌『同仁』には虚心窟主人の名で「支那の思出」なる記事も見られるが、これについてもよく分からない。
- (21) 例えば大高利夫『昭和物故人名録』（日外アソシエーツ・1983）岡田三面子の項目（107頁）、「岡田朝太郎」（小村大樹編集・監修『歴史が眠る多磨霊園』ホームページ（http://www6.plala.or.jp/guti/cemetery/PERSON/A/okada_a.html））など。
- (22) 「閑話」（読売新聞・1925年9月1日）では岡田の川柳関連文献蒐集熱を窺わせるエピソードが紹介されており興味深い。
- (23) 「紫鉛筆」（読売新聞・1922年1月28日）では後藤新平の東京市政を皮肉った川柳が掲載されている。他方『彗星』1巻5号（1926年）11頁には「於計良」なる筆名で「七月四日、法博岡田三面子「面白い川柳の話」と題して愛宕山より放送し、最後にのぞんで即興と題し「放送は戀も恨も片便り」と自作の御披露、こんななまぬるい句を詠むから川柳は益々墮落をするのです、川柳はもっと端的でなければなりません、試みに一句「放送は一人よがりにもってこい」と酷評する記事が掲載されている。
- (24) 岡田は明治大学刑事博物館とも深いかわりを持つ。詳細は伊能秀明「明治大学刑事博物館の誕生」（明治大学博物館研究報告2・1997）を参照。

*本研究は平成22年度文部科学省科学研究費補助金（若手研究（B）、課題番号：22730007）の助成を受けたものである。

（九州大学法学研究院准教授）